

## 屋外広告物に関する様式の押印見直しについて

袋井市では、申請の際の負担を軽減するとともに、今後進めていく行政手続のデジタル化を推進しやすい環境をつくるため、市に提出される申請書等の押印の見直しを行っています。

これにより、袋井市屋外広告物条例施行規則を次のとおり改正しました。

### 1 対象範囲

屋外広告物の許可申請に関する書類

### 2 変更内容

次のとおり、各申請書の様式について申請者の押印を廃止する。

様式名		対応
様式第1号	屋外広告物許可申請書	押印廃止
様式第2号	屋外広告物許可期間更新申請書	押印廃止
様式第4号	屋外広告物(変更・改造)許可申請書	押印廃止
様式第7号	屋外広告物(表示・設置・変更・改造)完了届	押印廃止済 (令和3年4月1日)
様式第8号	堅ろうな広告物等の管理者(設置・変更)届	押印廃止済 (令和3年4月1日)
様式第9号	屋外広告物設置者変更届	押印廃止済 (令和3年4月1日)
様式第10号	屋外広告物設置者(堅ろうな広告物等の管理者)の(氏名・名称・住所)変更届	押印廃止済 (令和3年4月1日)
様式第11号	屋外広告物滅失届	押印廃止済 (令和3年4月1日)
様式第12号	屋外広告物除却届	押印廃止済 (令和3年4月1日)
様式第19号	受領書	押印廃止済 (令和3年4月1日)

### 3 変更時期

令和3年11月1日以降に提出する書類

### 4 その他

＜従前の様式の使用について＞

- ・従前の様式(印があるもの)で押印した書類を提出しても受け付けます。
- ・従前の様式で、押印せず提出しても受け付けます。